

北斗市国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入している方へ

現在ご使用の保険証の有効期間が7月31日をもって満了となります。

7月中に新しい保険証を特定記録郵便にて郵送しますので、お手元に届きましたら新しい保険証をご使用ください。
※国民健康保険と後期高齢者医療制度の保険証は、それぞれ発送日が異なります。発送数が多いため、お届けするのに日数がかかる場合があります。

〈保険証の色〉

保険証	変更前	変更後
国民健康保険	えんじ色	緑色
後期高齢者医療制度	橙色	水色

▼国民健康保険に加入している方

●保険証の有効期限

有効期限は毎年7月31日です。ただし、更新日まで75歳の誕生日を迎える方については、75歳の誕生日前日までとなります。

●限度額適用認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証)の更新について

入院などで医療費が高額になる場合、窓口での支払いを所得区分に応じた自己負担限度額に抑えることができる限度額適用認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証)を交付しています。

現在ご使用の認定証の有効期間が7月31日をもって満了となるため、継続して使用される場合は、8月中に申請手続きを行ってください。

【申請に必要なもの】

国民健康保険証、印鑑(シャチハタ不可)
※代理申請の場合は、代理人の本人確認書類(運転免許証、健康保険証等)、代理人の印鑑も必要です。

【申請窓口】

市役所国保医療課、総合分庁舎市民窓口課、七重浜・茂辺地両支所

問 市役所国保医療課国保係 [内線122~125]

▼後期高齢者医療制度に加入している方

●限度額適用認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証)も新しくなります(黄緑色→黄色)

現在ご使用の黄緑色の限度額適用認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証)についても有効期間が7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。

引き続き交付対象に該当する方には、7月中にお送りする保険証に同封しますので、8月1日からは黄色の限度額適用認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証)をご使用ください。

問 市役所国保医療課医療給付係 [内線123~125]

▼重度心身障がい者・ひとり親家庭の医療費助成を受けている方

●新しい受給者証をお送りします

現在ご使用の受給者証の有効期間が7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。

7月中に新しい受給者証を郵送しますので、8月1日以降に医療機関等を受診される際には、新しい受給者証をご使用ください。

問 市役所国保医療課医療給付係 [内線123~125]

交通事故など、第三者の行為によりケガや病気をしたとき

相手のある事故やケンカなど、第三者の行為によって発生した傷病を「第三者行為による傷病」といいます。

第三者行為による傷病にかかる医療費については、原則、加害者が全額負担すべきものとされており、健康保険を使用することはできません。

また、医療費助成制度の対象者となっている方は、医療費助成の受給者証を使用することができません。

第三者行為による傷病で医療機関等の支払いが一時的に発生する場合は、国保医療課までご相談ください。

●負傷原因の調査について

北斗市国民健康保険では、医療機関等からの請求(診療報酬明細書)の内容を確認しています。

その内容から事故など第三者行為による傷病が疑われる場合、負傷・疾病原因についてのお問い合わせや届出のお願いをしております。

関係する書類が届きましたら、ご協力をお願いいたします。

問 市役所国保医療課 [内線123~125]